

福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例案等の概要

環境影響評価法及び環境影響評価法施行令の改正により、令和9年4月1日から新たにダムの改築に係る事業が環境影響評価法の対象事業になります。これを受けて、ダムの改築に係る事業を福島県環境影響評価条例（以下「条例」という。）においても対象事業とするため、条例、福島県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）及び福島県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）の改正を行います。

また、環境影響評価法施行令が令和8年7月23日に改正され、環境影響評価法の対象事業となる太陽電池発電所の設置の工事の事業等の規模に係る要件が令和9年4月1日から改正されます。これを受けて、施行規則を改正することにより、条例の対象事業となる太陽電池発電所の設置の工事の事業等の規模に係る要件の見直しを行います。

1 ダムの改築に係る事業を条例の対象事業とすることについて

(1) 条例の改正案

○ 対象事業の種類の追加（条例 別表関係）

条例の対象事業の種類に、「ダムの改築の事業」を新たに加えます。

(2) 施行規則の改正案

○ 対象事業の規模要件（施行規則 別表第1関係）

ダムの改築の事業に係る第1区分事業の要件を、「改築後の貯水面積が75ha以上であり、かつ、貯水面積が37.5ha以上増加することとなるダムの改築の事業」とします。

また、第2区分事業の要件を、「改築後の貯水面積が50ha以上であり、かつ、貯水面積が25ha以上増加することとなるダムの改築の事業」（第1区分事業の要件に該当するものを除く）とします。

第1区分事業：条例に基づき必ず環境影響評価を実施しなければならない事業

第2区分事業：条例に基づく判定により必要な場合に環境影響評価を実施する事業

○ 軽微な修正又は軽微な変更の要件（施行規則 別表第2、別表第3関係）

環境影響評価手続において事業内容を修正又は変更した場合に、手続のやり直しを要しない「軽微な修正（準備書後の修正）」又は「軽微な変更（評価書後の変更）」に該当するものとして、対象事業ごとにその修正に係る事業の諸元とその要件を定めています。

ダムの改築の事業において、軽微な修正又は軽微な変更に該当する事業の諸元とその要件は、以下のとおりとします。

【軽微な修正（準備書後の修正）に該当する事業の諸元とその要件】
（施行規則 別表第2）

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正前の貯水面積の20%未満であること。
コンクリートダム又は フィルダムの別	

【軽微な変更（評価書後の変更）に該当する事業の諸元とその要件】
（施行規則 別表第3）

事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の10%未満であること。
コンクリートダム又は フィルダムの別	
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

(3) 技術指針の改正案（技術指針 別表第1関係）

ダムの改築事業における、環境影響評価の項目の選定にあたっての参考項目（技術指針別表第1）及び調査・予測の参考手法（技術指針別表第2）は、ダムの新築の事業と同様のものとします。

(4) 経過措置

- 施行規則の改正前に、認可等がなされた事業については、改正後の規定を適用しません。
- 改正後の施行規則の規定による第2区分事業の届出等は、施行日の前においても行うことができます。

2 太陽電池発電事業の規模に係る要件の見直しについて

○ 対象事業の規模要件（施行規則 別表第1関係）

条例の対象事業となる太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業について規模に係る要件の見直しを行い、第1区分事業を出力が1万5千キロワット以上とし、第2区分事業を出力が1万キロワット以上1万5千キロワット未満とします。

	改正案	現行の規定
第1区分事業の要件	出力1万5千キロワット以上	出力3万キロワット以上
第2区分事業の要件	出力1万キロワット以上 1万5千キロワット未満	出力2万キロワット以上 3万キロワット未満

第1区分事業：条例に基づき必ず環境影響評価を実施しなければならない事業

第2区分事業：条例に基づく判定により必要な場合に環境影響評価を実施する事業

3 今後の予定

- (1) 公布・公告
令和9年1月上旬（予定）
- (2) 施行
令和9年4月1日（予定）